

《出展規定》

1. 出展物について

- ①出展物は、展示会の開催趣旨・目的に沿った品目とします。
- ②以下に該当するものについては、出展を禁止します。
 - ・当展示会の開催趣旨・目的に沿わない物品
 - ・輸出入及び販売禁止品、麻薬、その他の法禁物
 - ・引火性・爆発性または放射性危険物、劇毒物
 - ・工業所有権を侵害する物品、もしくは侵害する恐れのある物品
 - ・裸火を使用するもの
 - ・関連法令に抵触する恐れのあるもの及び公序良俗に反するもの
- ③主催者は、展示会の正常な運営に支障が生ずる恐れがあると認められるものについては、その出展、装飾に関して制限もしくは禁止することができるものとします。

2. 事故防止及び責任

- ①出展物の保護については、出展者の自己責任により行なうものとします。また、天災その他不可抗力の原因により発生した事故（盗難、紛失、焼失、損傷等）については、主催者はその責任を一切負いません。
- ②出展者は、出展物の搬入、展示、実演、撤去等を通じて事故防止に努めて下さい。また、主催者は事故防止のために必要と認めた場合、その作業の制限または中止を求めることがあります。
- ③出展者に関わる行為によって事故または損傷が発生した場合、会場設備または基礎小間の装飾及び出展物を破損した場合、理由の如何に関わらず当該出展者の責任とします。

3. 出展関係者について

- ①出展関係者は展示期間中、必ず小間内に常駐し、来場者との対応、出展物の保護にあたって下さい。
- ②会期中の出展者及びその関係者は、事故や盗難等を防止するために必ず出展者証を着用して下さい。これは出展関係者全員に徹底するようお願いいたします。

4. 騒音及び迷惑行為の防止

- ①事務局の判断により他の出展者に迷惑がかかると認められた場合、AV 機器等の音量を絞っていただくことがあります。
- ②出展者は、自社の小間以外の場所での物品の配布、宣伝等は行なうことができません。
- ③その他、他出展者の迷惑となるような行為は一切禁止します。

5. 写真・ビデオ撮影及び複写について

- ①出展者に無許可で、その展示物の撮影、模写、測定等はできません。
- ②事務局またはプレス関係者の記録撮影については、協力するようお願いいたします。

6. 呼び出し放送について

館内の呼出放送は、商談の妨げとなるために原則として行ないません。携帯電話等をご利用下さい。

7. 小間の又貸しの禁止

出展者は主催者の承諾を得ずに第三者に小間を貸すことはできないものとします。

8. 原状回復

展示会終了後、出品物、装飾資材等を会場内に残した場合、主催者側がこれを処分します。

9. 展示会開催の中止

天災など不可抗力の原因により開催を中止した場合、これによって出展者に生じた損害の補償はいたしません。

10. 出展のキャンセルについて

- ①申込受付後のキャンセルは、主催者がこれを了承しない限り一切できないものとします。
- ②前項について、主催者がキャンセルを了承した場合、出展者は下記の通りキャンセル料を支払わなければならないものとします。
 - ・2017年10月20日（金）以前 … 出展料の50%
 - ・2017年10月21日（土）～2018年1月12日（金） … 出展料の80%
 - ・2018年1月13日（土）以降 … 出展料の100%